

令和6年5月31日開会  
令和6年5月31日閉会

# 令和6年5月鳥取県西部広域 行政管理組合議会臨時会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会



令和 6 年 5 月 鳥 取 県 西 部 広 域  
行 政 管 理 組 合 議 会 臨 時 会 会 議 録

~~~~~

議 事 日 程

令和 6 年 5 月 3 1 日 午後 1 時開議

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 副議長の選挙

第 5 議案第 8 号 令和 6 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正  
予算（補正第 1 回）

第 6 報告第 1 号 議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る  
和解及び損害賠償の額の決定について）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 ～ 第 6

~~~~~

出席議員（ 1 6 人 ）

|     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 番 | 土 光 | 均   | 2 番 | 奥 岩 | 浩 基 | 3 番 | 今 城 | 雅 子 |
| 4 番 | 中 田 | 利 幸 | 5 番 | 戸 田 | 隆 次 | 6 番 | 稲 田 | 清   |
| 7 番 | 渡 辺 | 穰 爾 | 8 番 | 永 井 | 章   | 9 番 | 森 岡 | 俊 夫 |

|      |     |     |      |     |     |      |     |     |
|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 10 番 | 山 路 | 有   | 11 番 | 米 本 | 隆 記 | 12 番 | 景 山 | 浩   |
| 13 番 | 勝 部 | 俊 徳 | 14 番 | 山 本 | 芳 昭 | 15 番 | 中 原 | 信 男 |
| 16 番 | 三 好 | 晋 也 |      |     |     |      |     |     |

~~~~~

**欠 席 議 員 （ 0 人 ）**

~~~~~

**説 明 の た め 出 席 し た 者**

|                      |        |           |     |                      |      |           |
|----------------------|--------|-----------|-----|----------------------|------|-----------|
| 管理者                  | 米子市長   | 伊 木       | 隆 司 | 副管理者                 | 境港市長 | 伊 達 憲 太 郎 |
| 副管理者                 | 日吉津村長  | 中 田       | 達 彦 | 〃                    | 大山町長 | 竹 口 大 紀   |
| 〃                    | 南部町長   | 陶 山       | 清 孝 | 〃                    | 伯耆町長 | 森 安 保     |
| 〃                    | 日野町長   | 埴 田       | 淳 一 | 〃                    | 江府町長 | 白 石 祐 治   |
| 〃                    | 米子市副市長 | 伊 澤       | 勇 人 |                      |      |           |
| 事務局長                 |        | 三 上       | 洋   | 消防局長                 |      | 安 達 憲 吾   |
| 事務局次長兼総務課長           |        | 深 田       | 龍   | 消防局次長兼総務課長           |      | 岩 田 幸 博   |
| 事務局次長兼ごみ処理<br>施設整備課長 |        | 生 田       | 公 志 | 事務局施設管理課長            |      | 本 池 将     |
| 消防局予防課長              |        | 後 藤       | 典 明 | 消防局警防課長              |      | 吉 木 和 宏   |
| 消防局指令課長              |        | 生 田 圭 一 郎 |     | 事務局総務課入札財政<br>担当課長補佐 |      | 三 原 剛     |

~~~~~

**議 会 担 当 職 員**

~~~~~

**午後１時００分 開 会**

**○稲田議長** これより、令和６年５月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

**諸 般 の 報 告**

**○稲田議長** 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第２９２条において準用する同法第１２１条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、御了承願います。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、御了承願います。

次に、議会閉会中に、境港市議会選出、荒井議員から議員の辞職願が提出され、地方自治法第２９２条において準用する同法第１２６条の規定により、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

この際、新しく本組合議会議員となりました議員を紹介いたします。境港市議会選出、永井議員、以上のとおりです。

それでは、永井議員、自席において御挨拶をお願いいたします。永井議員どうぞ。

**○永井議員** 境港市議会から参りました永井章でございます。新しく西部広域の議員に選任されましたので、精一杯努めますのでよろしくお願いします。

**○稲田議長** 次に、議会閉会中に、組合議会委員会条例第５条第２項の規定により、総務消防常任委員及び予算審査特別委員に永井議員を指名し、選任いたしましたので、報告いたします。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

**第 １ 議席の指定**

**○稲田議長** それでは、日程第１、議席の指定を行います。

先ほど御紹介いたしました新議員の議席は、組合議会会議規則第3条第1項の規定により、8番に永井議員を指定いたします。

~~~~~

## 第2 会議録署名議員の指名

○**稲田議長** 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第157条の規定により、4番、中田議員及び16番、三好議員を指名いたします。

~~~~~

## 第3 会期の決定

○**稲田議長** 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

## 第4 副議長の選挙

○**稲田議長** 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

鳥取県西部広域行政管理組合議会副議長に永井議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました永井議員を鳥取県西部広域行政管理組合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました永井議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました永井議員が議場におられますので、本席から、組合議会会議規則第31条第2項の規定により当選告知をいたします。

これより、副議長に当選されました永井議員の挨拶があります。永井議員。

**○永井議員（登壇）** 失礼します。先ほど指名をいただきました境港市議会の永井でございます。議長の補佐をしながら一生懸命努めてまいりたいと思います。議会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

## 第5 議案第8号

## 第6 報告第1号

**○稲田議長** 次に、日程第5、議案第8号及び日程第6、報告第1号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊木管理者。

**○伊木管理者（登壇）** ただいま御上程をいただきました議案第8号及び報告第1号につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議案第8号、令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）は、令和6年5月7日付で一般廃棄物処理施設意見調整委員会から提出された意見書の内容を踏まえ、用地選定委員会において審議された建設候補地の選定結果の妥当性について、速やかに検証を行うため、新たに第三者委員会を設けることとし、その運営経費を衛生費に追加計上するものでございます。

なお、財源につきましては、市町村負担金を増額し、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、補正後の予算総額を50億3,991万7,000円としております。

続きまして、報告第1号は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について御報告するもので、法律上、組合の義務に属する公務中の事故に係る損害賠償について和解を行い、損害賠償の額を決定したものでございます。詳細につきましては、お手元に配付しております専決処分書を御参照いただきたいと存じます。

以上、議案及び報告につきまして御説明を申し上げました。御審議をよろしくお願いいたします。

**○稲田議長** これより、2件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。土光議員。

**○土光議員** 議案第8号、令和6年度一般会計補正予算（補正第1回）の用地選定過程検証事業についてに関して質問をします。

この事業の概要を見ると、意見調整委員会から意見書が提出され、用地選定委員会において利害関係を有する委員が用地選定委員会の審議に参加していたことが組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例施行規則第4条第4項、会議の議事に利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。その規定に抵触していたとあります。

組合はこれまで、この第4条第4項でいう利害関係者は、地権者及び特定の地域に対しごみ処理施設の建設を積極的に誘致もしくは拒否するような行動をとられるものと定義し、この規定には抵触しないと解釈し事務を進めてきました。

これに関して以下3点質問します。1つ目は、意見調整委員会はなぜこれまで組合の解釈を不適切とし、どのような考え方を持って利害関係者の定義をどのように示したのですか。2番目、組合はこの意見調整委員会の利害関係者の定義を受け入れると解釈してよろしいですか。3番目、この今回のこの事業においても新たな第三者委員会を立ち上げることになりますが、今後、組合が事務を進めるに当たり、この事業を含め第三者委員会を立ち上げることになる場合、利害関係者に関しては今回の意見調整委員会の意見書に沿った運用をするものと理解してよろしいでしょうか。以上です。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** そういたしますと3点につきまして質疑をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず初めに、意見調整委員会ではどのような考えを持って利害関係者の定義を示したのかというお尋ねでございます。意見調整委員会による利害関係者の定義づけにつきましてまずお答えいたします。組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例施行規則第4条第4項の規定の趣旨は、用地選定の過程における公平性を確保することにあることを鑑みると、利害関係の有無については、実際にごみ処理施設の建設に関して積極的な行動を取ったかどうかで判断するのでは足りず、米子市自治連合会会長として委員に選任された者が、中立性が求められる用地選定委員会の委員という立場と相入れないような立場、これは米子市から調査対象地として報告をされた尾高・日下地区のうち、日下が含まれる県地区の自治連合会長の立場を有していることもあり、中立的な職務の遂行が期待できないという疑義が生じ得るようなものに当たるか否かによって判断すべきであるとされ、その上で利害関係者の定義について意見調整委員会においては、利害関係者とは、用地選定委員会の委員以外の立場を持って審議に影響を及ぼし得る者と定義するのが相当と判断されたものでございます。

次に、組合として意見調整委員会による利害関係者の定義を受け入れるのかというお尋ねについてでございますが、意見調整委員会による利害関係者の定義を含む調整意見につきましては、彦名地区自治連合会と組合双方の相互理解を促進するものとして真摯に組合としては受け止めております。

最後に、新たに設置する第三者委員会における利害関係者の取り扱いにつきましては、このたび設置をする考えでございます検証委員会につきましては第三者性を確保するた

め、全委員を用地選定委員会の委員が所属をしていた学術機関以外から選任をするということにしております。また、今後立ち上げる第三者委員会におきましても、このことに留意をいたしまして委員を選任してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○稲田議長** 土光議員。

**○土光議員** 今の答弁の確認ということになりますが、私の質問で一つ、この意見調整委員会がなぜこれまでの組合の解釈を不適切としたかということに関して、今の答弁でそのことは触れられています。触れられていると思うんですが、再度ここを確認したいと思います。つまりこれまで組合は、利害関係者として、地権者及び特定の地域に対しごみ処理施設の建設を積極的に誘致もしくは拒否するような行動を取られる者。で、この定義は意見調整委員会で不適切だというふうに判断した。その理由というか考え方は、先ほど答弁の中にもありましたが、利害関係の有無については、実際ごみ処理施設の建設に関して積極的に行動を取ったかどうかで判断するのでは足りないという理由だ、ということでしょうか。一応これ確認です。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 意見調整委員会のほうでは、そのように整理をされたというふうに捉えております。

**○稲田議長** 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はございませんか。

ほかにはないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号につきましては、予算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田議長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

**午後1時14分 休 憩**

**午後1時23分 再 開**

**○稲田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第8号について、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。奥岩委員長。

**○奥岩委員長（登壇）** 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、議案第8号、令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○**稲田議長** 以上で、委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田議長** 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田議長** 別にないものと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第8号、令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉 会

○**稲田議長** 以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和6年5月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を閉会いたします。

午後1時25分 閉 会

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長          稲   田                  清

同                  議員          中   田                  利   幸

同                  議員          三   好                  晋   也